見 積 書

１ 件 名　　越谷市特定健康診査受診勧奨業務委託

２ 履行場所　 国保年金課　外1ヶ所

（納品）

百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

３ 見積金額 金

ただし、記載金額は、見積った契約希望金額の１１０分の１００相当額

４ 見積明細

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 名称（品名） | 規格 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 |
|  |  |  |  |  | 円 |
|  |  |  |  |  | 円 |
|  |  |  |  |  | 円 |
|  |  |  |  |  | 円 |
|  |  |  |  |  | 円 |
|  |  |  |  |  | 円 |
|  |  |  |  |  | 円 |
| 消費税及び地方消費税額（１０％） | | | | | 円 |
| 合 計 | | | | | 円 |

５ 消費税課税区分 □課税事業者 □免税事業者

越谷市契約規則、設計図書及び仕様書その他契約条件を承知のうえ、上記金額のとおり見積いたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名 印

越 谷 市 長 宛

（注意事項）

１ 金額は、算用数字で記入し、頭に「￥」を付けること。

２ 指名参加登録をしていない者で、代表者から権限を委任された者（代理人）が見積書を作成した場合は、代表権限のある者から

の委任状を併せて提出すること。

３ 契約締結に当たっては、見積書に記載された金額に、当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満

の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税

事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を見積金額として記載す

ること。

４ 見積明細には、契約希望金額（課税事業者は、消費税及び地方消費税を加算した明細とすること）の明細を記載すること。した

がって、見積金額と見積明細の合計額は一致しなくてもよい。

５ 「消費税課税区分」の欄は、該当する項目にレ印をつけること。